

投資商品約款・規定集 (投資信託・公共債)

関西みらい銀行

目次

投資信託取引約款	1
投資信託受益権振替決済口座管理規定	4
特定口座取引規定	9
累積投資約款	13
投資信託定時定額購入プラン取扱規定	14
スイッチングサービス取扱規定	16
外国証券取引口座約款（特別会員用）	17
タブレット端末による投資信託取引特約	21
保護預り規定兼振替決済口座管理規定	22
一般債振替決済口座管理規定	28
カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定	32

【本約款・規定集の目的】

本約款・規定集に収録されている約款等は、
関西みらい銀行の投資商品について規定する
ものです。

投資信託取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、投資信託受益権にかかる取引について、お客さま（以下「申込者」といいます。）と当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (適用範囲)

- 1 投資信託受益権にかかる募集、買付けならびに解約の取扱い、買取り、振替決済口座による管理、累積投資およびこれらに付随する取引（以下これらをあわせて「この取引」といいます。）については、本約款の定めるところにより取扱います。
- 2 本約款の定めのない事項については、投資信託受益権振替決済口座管理規定、投資信託定時定額購入プラン取扱規定および各投資信託受益権の累積投資約款等により取扱います。

第3条 (取引の要件)

この取引は申込者が当社所定の手続により申込みを行い、当社が承諾した場合に限り、開始できるものとします。

第4条 (反社会的勢力と取引謝絶)

この投資信託口座は、第9条第3項(1)のAからEおよび(2)のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項(1)のAからEおよび(2)のAからEの一にでも該当する場合には、当社はこの投資信託口座の開設をお断りするものとします。

第5条 (取引開始の手続)

- 1 新たにこの取引を開始するときは、当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出してください。
- 2 前項の申込書に記入された氏名、住所、指定預金口座等をもってこの取引についての氏名、住所、指定預金口座等とし、同申込書に押印された印鑑をもってこの取引についての印鑑（以下、「お届け印」といいます。）とします。

第6条 (指定預金口座)

- 1 この取引にかかる解約代金、買取代金、収益分配金および償還金等については、他に別段の定めがない限り、当該金額より所定の手数料および諸費用等を差し引いたうえ、指定預金口座に入金します。
- 2 指定預金口座の名義は当社における申込者の口座名義と同一とさせていただきます。
- 3 指定預金口座を変更するときは、当社所定の用紙によって届け出ていただきます。

第7条 (口座振替の利用)

- 1 申込者は、別に結ぶ契約により指定預金口座をもって投資信託取引における口座振替を利用することができます。この場合、振替日、振替金額については、買付けの都度提出する投資信託募集・買付申込書の記載のとおりとします。この場合、当該預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の提出を省略するものとします。
- 2 指定預金口座の残高が振替金額に満たないときは口座振替を行いません。

第8条 (申込み等)

募集、買付け、解約もしくは買取りの申込みを行うときは、所定の申込書に、氏名、日付、数量、金額等、必要事項を記入し、お届け印を押印のうえ提出してください。

第9条 (解約)

- 1 申込者は、この取引をいつでも解約することができます。なお、当社に対する解約の申込みは、当社所定の手続によることとします。
- 2 この取引は次の事由のいずれかに該当した場合に、解約されるものとします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があった場合
 - (2) やむを得ない事情により、当社が解約を申し出たとき
- 3 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、申込者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、または申込者に通知することによりこの投資信託口座を解約することができるものとします。
 - (1) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当

したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

第10条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、申込者の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社が定める方法により、原則として申込者のご指示により、やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第11条 (取扱いの停止)

次に掲げる事由のいずれかがあるときは、募集、買付けならびに解約の取扱い、買取りを一時停止することができるものとします。

- (1) 災害、事変その他の不可抗力と認められる事由により、当社が取扱いを行うことができない場合
- (2) その他当社がやむを得ない事情により取扱いを停止せざるをえないと判断した場合

第12条 (収益分配金、償還金等)

- 1 投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条に規定した振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権にかかる収益分配金および償還金（以下「償還金等」といいます。）は、当社が申込者に代わって受領し、あらかじめ定められた方法により、申込者の指定預金口座に入金するが、または、取扱商品の投資信託約款等に付随する累積投資約款にしたがって累積投資を行います。ただし別に定めるところにより、累積投資約款に基づく投資信託受益権および金銭の定期的返還を受ける定期引出契約を当社と締結することができます。
- 2 前項の手続において、当社が諸法令および諸慣行等により手数料、諸費用等を徴収された場合は、当該手数料等は申込者の負担とし、償還金等から差し引きます。

第13条 (届出事項の変更)

- 1 改名、転居、改印など届出事項に変更（印章紛失によるお届け印の改印を除きます。）があったときは、ただちにその旨を申し出て、当社所定の変更届その他の書面に必要事項を記入し、記名押印のうえ、取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 2 印章を紛失したときは、ただちに当社所定の紛失届その他の書面にお届け印の紛失および改印の旨ならびに必要事項を記入し、記名押印のうえ取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 3 第1項および前項の申込者からの提出がないため、当社から申込者宛の通知もしくは送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合、当社は通常到着すべき時期に到着したものとして取扱います。

第14条 (成年後見人等の届出)

- 1 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出ていただきます。
- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出

投資信託受益権振替決済口座管理規定

てください。

- すでに補助・佐佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項または前項と同様に届け出てください。
- 第1項ないし前項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に届け出てください。
- 第1項ないし前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第15条（取引および残高の報告）

- 当社は申込者のお取引が生じた場合に、法令等に従い、投資信託受益権の残高ならびに取引明細等を記載した取引残高報告書を四半期に1回以上作成し、送付します。ただし、取引がない場合は1年に1回以上、取引残高報告書を申込者に送付します。
- 取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。
- 取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、お取引店の責任者に速やかにご連絡ください。取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内にご連絡がなかった場合、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとして取扱わせていただきます。

第16条（免責事項）

当社は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責によらない事由により、売買の取扱い、金銭および投資信託受益権の振替または記録、抹消等の手続等が遅延し、あるいは不能となった場合
- 前記（1）の事由により、投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または償還金等の指定口座への入金が遅延した場合
- 当社が、当社所定の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてこの取引にかかる投資信託受益権の振替または抹消した場合、あるいは金銭を返還した場合
- 当社が、当社所定の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違があるため、この取引にかかる投資信託受益権の振替または抹消をしなかった場合、あるいは金銭を返還しなかった場合
- 第9条の事由により、当社が解約の処置をした場合に生じた損害

第17条（譲渡の禁止）

本契約による申込者の権利および投資信託受益権は、譲渡することができません。

第18条（合意管轄）

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第19条（約款の変更）

- 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

第1条（この規定の趣旨）

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さま（以下「申込者」といいます。）との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規定に定めるものとします。

第2条（振替決済口座）

- 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 当社は、申込者が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、申込者から当社所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 当社は、申込者から申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、申込者にその旨を連絡いたします。
- 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。申込者には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

第4条（契約期間等）

- この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- この契約は、申込者又は当社から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当社への届出事項）

申込書に押なつされた印影及び記載された住所・氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届けの氏名又は名称、生年月日、印鑑等とします。

第6条（振替の申請）

- 申込者は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - 差押を受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものを行います。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振

替を行うもの

- ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ③ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合は、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日
 - ⑥ 償還日翌営業日
- (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 申込者が振替の申請を行うに当たっては、当社が定める日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - (2) 申込者の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口が質権口かの別
 - (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口が質権口かの別
 - (5) 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「申込者の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- 1 当社は、申込者からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、申込者から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

第8条（担保の設定）

申込者の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又は申込者の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、申込者から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、申込者に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社が申込者に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、申込者のご請求に応じて当社から申込者にお支払いします。

第11条（申込者への連絡事項）

- 1 当社は、投資信託受益権について、次の事項を申込者にご通知します。

(1) 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）

(2) 残高照合のための報告

- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにお取引店の内部管理責任者に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第12条（届出事項の変更手続き）

- 1 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。
- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

第13条（口座管理料）

- 1 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益分配金の支払のご請求には応じないことがあります。

第14条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、申込者（振替法第11条第2項に定める加入者に限りです。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託受益権の振替を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益分配金の支払いをする義務
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社の申込者が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有する申込者に次に掲げる事項を通知します。

- (1) 銘柄名称
- (2) 当該銘柄についての申込者の権利の口数を顧客口に記載又は記録する当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）
- (3) 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされている場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についての申込者の権利の口数

第16条（機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- 1 当社は、機構において取扱う投資信託受益権のうち、当社が指定販売会社となっていない銘柄その他の当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、申込者にその取扱いの可否を通知します。

第17条（解約等）

- 1 次の各項のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金に

よりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないとともに同様とします。

- (1) 申込者から解約のお申し出があった場合
- (2) 申込者が手数料を支払わないとき
- (3) 申込者等がこの規定に違反したとき
- (4) 口座残高がない場合
- (5) 申込者が次の各号の一でも該当し、当社が取引を継続することが不適切であると認めて、解約を申し出たとき

①申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

第18条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、申込者の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、原則として申込者のご指示により、やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第17条の事由により、当社が解約の処置をした場合に生じた損害

(7) 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第21条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

特定口座取引規定

第1条（規定の趣旨）

1 本規定は、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項および第37条の11の6の規定により、お客さま（個人かつ居住者のお客さまに限り、以下「申込者」といいます。）が特定口座内保管上場株式等（法第37条の11の3第1項に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または特定口座に保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）がされる上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡（法第37条の11の3に定める譲渡をいいます。以下同じです。）に係る所得計算等の特例ならびに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために、当社において開設する特定口座（法第37条の11の3第3項第1号）に関する事項、当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限り、以下「特定口座」といいます。）における上場株式等の配当等の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当社と申込者の権利義務関係を明確にするための取扱いです。

2 申込者と当社の間における、各サービスの、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令および本規定に定めがある場合を除き、当社の「投資商品約款・規定集（投資信託・公共債）」等の定めるところにより取扱うものとし、

第2条（特定口座の申込方法）

- 1 特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ申込者が当社に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくことにより開始します。その際に、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に定める確認書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所等を確認させていただきます。
- 2 申込者が当社で特定口座の開設を行うには、あらかじめ当社に投資信託または証券（公共債）の取引口座（以下「投資信託等取引口座」と記載します。）を開設していただくことが必要です。なお、特定口座の開設は、投資信託等取引口座のお取引店のみでの取扱いとなります。
- 3 申込者は当社に複数の特定口座を開設することはできません。
- 4 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択する場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡時までに、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡時までに、当社に対し、源泉徴収を選択しない旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後は、当該年内に特定口座の源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- 5 この規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当社で特定口座を開設することはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条（所得金額の計算）

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額の計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

第5条（特定口座に入入れる上場株式等の範囲等）

当社は、申込者の特定保管勘定においては次の上場株式等のみを受入れます。なお、同一の上場株式等は特定口座における保管と特定口座以外の口座における保管を同時にすることはできません。

- (1) 申込者が特定口座開設届出書の提出後に、当社で募集、買付けのお申込みをされて取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に入入るもの。
- (2) 当社以外の金融商品取引業者に開設されている申込者の特定口座に入入られている一定の特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの。
- (3) 申込者が、相続（限定承認にかかるものを除きます。以下同じです。）

または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認にかかるものを除きます。以下同じです。）により取得した上場株式等で、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当社に開設していた特定口座または特定口座以外の口座から、所定の方法により、当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの。

- (4) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。）に限り、以下「併合」といいます。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

第6条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設された申込者が、当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、申込者から特にお申し出のない限り、原則として特定口座を通じて行います。ただし、一部の取引においては当社所定の方法で取扱いします。

第7条（譲渡の方法）

特定保管勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売付の委託による方法または当社に対して譲渡する方法のいずれかにより行います。

第8条（源泉徴収）

- 1 当社は、申込者から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収・還付を行います。
- 2 源泉徴収・還付は投資信託等取引口座の指定預金口座を通じた引落し・入金により行います。指定預金口座からの引落しにあたっては、当該預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の提出を省略するものとし、
- 3 指定預金口座が残高不足であり、かつ当該指定預金口座に貸越機能がある場合には、貸越により源泉徴収の引落しを行うことがあります。

第9条（特定口座内保管上場株式等の払出に関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出があった場合には、当社は、申込者に対し、法令の定めるところにより書面により当該払出の通知をいたします。

第10条（特定口座年間取引報告書の送付）

- 1 当社は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに申込者にお送りいたします。なお法第37条の11の3第8項に定めるところにより、年間を通じて特定口座内での譲渡および配当等の受入が発生していない場合、申込者へ「特定口座年間取引報告書」を交付いたしません。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。
- 2 特定口座に関する契約が、第13条に基づき解約された場合は、当社は特定口座年間取引報告書を、その解約された日の属する月の翌月末日までに申込者にお送りいたします。
- 3 当社は特定口座年間取引報告書を2通作成し、1通を申込者に交付し、1通を所轄の税務署に提出いたします。

第11条（特定口座に係る上場株式配当等受領委任）

1 源泉徴収選択口座への配当の受入

- (1) 申込者が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、あらかじめ、当社に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただきます。
- (2) 申込者が当社に対し、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した翌年以後の上場株式等の配当等については、申込者から当該所得金額の損益通算を希望しない旨のお申し出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。
- (3) 申込者が当社に対し、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合については、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない

旨の申し出を行うことはできません。

2 源泉徴収選択口座への配当の受入終了

申込者が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、当社に対して法第37条の11の6第3項および租税特別措置法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

3 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

(1) 当社は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り、）のみを受入れます。

① 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等と同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

② 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

(2) 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

4 特定上場株式配当等勘定における処理

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理します。

5 所得金額等の計算

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、法第37条の11の6第6項および関係法令の規定に基づき行います。なお、所得計算の結果、上場株式等の配当等の源泉徴収した額に還付すべき額が生じた場合には、法第37条の11の6および関係法令の規定に基づき行います。

6 2010年1月1日以前に開設した特定口座の取扱

2010年1月1日において申込者が開設している特定口座が源泉徴収選択口座である場合は、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

第12条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所等の当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があった場合、すみやかにその旨の記載をした特定口座異動届出書を取引店に届け出てください。なお、その変更がご氏名またはご住所に係るものであるときは、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項に定める確認書類をご提示いただき確認させていただきます。

なお、この届出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

第13条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴い申込者の特定口座は廃止されるものとします。

- (1) 申込者から当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき
- (3) 申込者が出国により居住者に該当しないこととなった場合で、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (4) 特定口座を利用する投資信託等取引口座が解約されたとき
- (5) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社が申込者に対し、解約を申し出たとき
- (6) その他やむを得ない事由が生じ、当社が申込者に対し、解約を申し出たとき

第14条（特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときは、当社は申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第15条（免責事項）

当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、本規定の変更等に関し申込者に生じた損害については、当社は一切その責めを負わないものとします。

第16条（特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令および本規定に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第17条（合意管轄）

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店または取引店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとし、

第18条（本規定の変更）

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

累積投資約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と当社との間の、第2条に定める投資信託の受益権（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。当社はこの約款に従って、ファンドの種類ごとに累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。

第2条 (適用範囲)

この約款は、以下を除く全てのファンドにかかる累積投資について、適用するものとします。

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）ーゴールドマン・サックス・米ドルファンド

第3条 (申込方法)

1 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当社に提出することによって契約を申込むものとし、当社が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。

2 契約が締結されたときは、当社はただちにファンドの累積投資口座を設定します。

第4条 (金銭の払込み)

申込者はファンドの買付けにあてるため、初回および2回目以降の払込みにつき、各ファンドにおいて定める最低投資金額以上の金銭をその口座に払込むことができます。ただし、初回の払込みは、これを契約の申込時に払込むものとし、

第5条 (買付時期・価額)

1 当社は申込者から買付けの申込があったとき、遅滞なくファンドの買付けを行います。

2 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額とします。

3 買付けられたファンドの所有権および収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとします。

第6条 (振替口座での管理)

この契約により買付けられたファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第7条 (収益分配金の再投資)

1 前条の保管にかかるファンドの収益分配金は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に受け入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

2 申込者はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。

第8条 (返還)

1 当社は、この契約に基づくファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還します。この場合の換金価額は、換金の際に適用される各ファンドの価額に基づくものとします。

2 前項の請求は、当社所定の手続きによってこれを行うものとします。

第9条 (解約)

1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

① 申込者から解約の申し出があったとき

② 買付けが1か年を超えて行われなかったとき

ただし、前回買付けの日から1か年以内に保管中のファンドの収益分配金によって当該ファンドの買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。

③ 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき

④ この契約にかかるファンドが償還されたとき

2 この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中のファンドを第8条に準じて当社において、申込者に返還します。

第10条 (その他)

1 当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

投資信託定時定額購入プラン取扱規定

第1条 (規定の趣旨)

この規定は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と当社との間の、投資信託定時定額購入プラン（以下「当方式」といいます。）に関する取決めです。申込者は、当方式の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において当方式を利用するものとします。

第2条 (申込方法)

この規定を承認し、当方式の取扱いを希望する申込者が、当社所定の申込書等に必要事項を記入し、投資信託口座の届出の印章により記名押印のうえ申込みを行い、かつ当社が承諾した場合に限り、当方式を開始することができるものとします。

第3条 (定時定額購入の時期・金額等)

1 当方式は、別に提出された申込書に指定されたとおり、当社が申込者に代わって、指定振替日に指定買付金額を指定預金口座から自動的に引落したのち、当社所定の金額（指定買付金額から後記第5条に定める手数料等を差し引いた金額。以下「設定代金」といいます。）を購入すべき投資信託として指定された投資信託の累積投資口座に繰り入れ、設定注文を行うものです。

2 この規定に基づき申込者が所有する投資信託受益権については、投資信託受益権振替決済口座管理規定の定めにしたがい、当社取引店にある申込者の振替決済口座で管理します。

3 前2項に定める指定預金口座および振替決済口座については、いずれも申込者名義の口座で同一の当社取引店にある場合に限るものとします。

4 当方式において当社が取扱う投資信託の銘柄については、当社が別途定めるとおりとします。

第4条 (設定注文の方法等)

1 当方式にかかる自動引落としを行う日については次のとおり定めるとし、次項以下における「指定振替日」を次の①から④のとおり読み替えます。

① 当月に指定振替日の応答日があり、かつその日が銀行の営業日にあたる場合は、その応答日

② 当月に指定振替日の応答日があり、かつその日が銀行の休業日にあたる場合はその応答日の翌営業日

③ 当月に指定振替日の応答日がないときで、当月の末日が銀行の営業日にあたる場合は、当月の末日

④ 当月に指定振替日の応答日がないときで、当月の末日が銀行の休業日にあたる場合は、当月の末日の翌営業日

2 指定預金口座からの振替は、指定振替日の午前0時以降、当社営業開始時までの間に当社所定の方法により行います。

3 ただし次の場合には、その回の設定注文および指定買付金額の自動引落としは行いません。

① 指定振替日の前営業日において引落口座の残高が貸越となる場合、あるいは貸越が増加する場合

② 指定振替日の前営業日において引落口座が残高不足の場合

4 指定振替日に指定買付金額が自動引落しされたときは、当社はその設定代金を累積投資口座に繰り入れ、設定注文を行います。

第5条 (手数料等)

投資信託の購入に必要な手数料等（申込手数料、税金、その他諸費用等）については、指定買付金額から差し引くものとします。

第6条 (払戻請求書等の取扱い)

当方式にともなう預金の払戻しについては、指定預金口座にかかる各種預金規定にかかわらず、小切手または払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。

第7条 (当方式の追加指定、変更)

1 先に提出された当方式の申込書と別の申込書をもって投資信託定時定額購入プランの指定が追加された場合、これにより先に指定された指定振替日、指定買付金額、指定預金口座および指定購入投資信託の銘柄（以下、これらを「定時定額購入指定内容」といいます。）は変更されないものとします。

2 定時定額購入指定内容を変更するときは、当社所定の書面により当社取引店に届け出るものとします。

第8条（当方式の停止）

当社は、次にあげる投信委託会社および当社のやむをえない事情により、当方式を一時的に停止することがあります。

- ①投信委託会社が、当該投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合
- ②投信委託会社の免許取消および営業譲渡等、ならびに受託信託会社の辞任等により、当該投資信託の設定が停止されている場合
- ③災害、事変その他の不可抗力と認められる事由により、当社が当方式を行うことができない場合
- ④その他当社がやむをえない事情により当方式を停止せざるをえないと判断した場合

第9条（解約）

当方式は、次のいずれかに該当したときに、解約されるものといたします。

- ①申込者が、当社所定の書面により解約の通知を当社に届け出たとき
- ②申込者が、当方式の指定預金口座または投資信託口座を解約したとき
- ③申込者について相続の開始があったとき
- ④当該投資信託が償還されたとき
- ⑤当社が累積投資業務を営むことができなくなるなど、やむをえない事情により当方式を停止せざるをえないと当社が判断したとき

第10条（免責事項）

当社は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①当社が、当方式にかかる所定の書類に使用された印影を、別の届出のあった投資信託口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて所定の手続を行った場合
- ②災害、事変、その他の不可抗力、投信委託会社等の責に帰すべき事故、電信または郵便の誤謬、遅滞等、当社の責に帰すことのできない事由が生じた場合

第11条（規定の準用）

この規定に定めのない事項に関しては、投資信託取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理規定、累積投資約款、指定預金口座にかかる預金規定等により取扱います。

第12条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以 上

スイッチングサービス取扱規定

第1条（規定の趣旨）

- 1 この規定は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と当社との間の、投資信託受益権（以下「ファンド」といいます。）の投資信託取引約款に基づく取引における、ファンド乗換サービス（以下「スイッチング」といいます。）についての取り決めです。
- 2 本規定に別段の定めがないときは、諸法令および「投資信託受益権振替決済口座管理規定」等の各規定に従うものとします。

第2条（定義）

スイッチングとは、申込者が保有するファンドの解約または買取（以下「解約等」といいます。）と、新たなファンドの買付を一組の同時の注文として取扱い、解約等により生じた返還金の全部を新たなファンドの買付の買付代金（買付にかかる手数料及び諸費用等を含みます。）に充てるものをいいます。

第3条（取扱対象ファンド）

スイッチングの取扱が可能なファンドは、当社が別途選定する取扱商品に限りです。

第4条（手数料）

スイッチングにより買付たファンドについて、当該ファンドの買付手数料は当社所定のものとします。

第5条（解約等の方法・解約等の単位）

解約等の方法、および解約等の単位については下記のとおりとします。

- ①口数指定方式（解約等の単位については、別途当社所定のものとします）
- ②金額指定方式（解約等の単位については、別途当社所定のものとします）
- ③全部指定方式
- ④第2号の金額指定方式で、返還金額が指定金額に満たない場合は、全部指定方式を指定されたものとみなします。

第6条（買付方法・買付単位）

解約等によるファンドの返還金を確認でき次第、返還金を申込金額とし、買付にかかる手数料および諸費用等を差引いた金額をもって買付を行うものとします。

なお、第5条により返還された金額をもって買付を行う際、最低買付単位を下回る場合は、買付を行いません。その際には、返還金は指定預金口座に入金します。

また、投資信託特定口座に定めるところにより当該解約等返還にかかる源泉徴収を行う場合は、別途、指定預金口座より自動的に引落とします。指定預金口座の残高不足等の理由により、税金等の引落としができない場合は、当社の判断により、当該スイッチングの買付注文による取扱商品について、不足金を充当するため、その一部または全部を解約できるものとします。この場合には、当社所定の方法により、不足金のほか、当社が被った損害金等を解約金から差し引いて精算し、精算金を指定預金口座に入金します。

第7条（その他）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以 上

外国証券取引口座約款（特別会員用）

第1章 総則

第1条（約款の主旨）

- 1 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と当社との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 申込者は、この約款の内容を充分に把握し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとしします。

第2条（外国証券取引口座による処理）

申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

第3条（遵守すべき事項）

申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項及び慣行中、当該証券の売買に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行会社の国内の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとしします。

第2章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引

第4条（売買注文の執行地及び執行方法の指示）

申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

第5条（注文の執行及び処理）

申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによりします。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとしします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社定めるところとしします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者の届け出た住所あてに取引報告書を送付します。

第6条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによりします。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日としします。
- (2) 約定日から起算して4営業日目を受渡り日としします。ただし、外国債券、累積投資の方法による外国投資信託証券、外国貸付債権信託、海外CD及び海外CPの受渡り日は、別途取り決めることができるものとしします。

第7条（外国証券の保管及び名義）

申込者が当社に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによりします。

- (1) 申込者が取得した外国証券は、混蔵委託契約により当社に委託するものとしします。
- (2) 前号により委託された外国証券は、当社の名義で当社の保管機関に委託し、売買等の行われた国の保管機関において当該国の諸法令及び慣行に従って保管します。
- (3) 外国証券につき名義人を登録する場合のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者としします。
- (4) 申込者が第1号の規定により委託した外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、海外CD及び海外CPの国内における返還は請求しないものとしします。

第8条（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却を取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

第9条（外国証券に関する権利の処理）

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによりします。

- (1) 該当保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株引受権（新株引受権証券を除く。以下同じ。）が付与される場合は、原則として売却処分のため、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- (3) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、当該外国の有価証券市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 株式配当により割り当てられる株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

第10条（諸通知）

- 1 当社は寄託に係る外国証券につき、申込者の届け出た住所あてに次の通知を行います。
 - (1) 増資、株式の分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- 2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、寄託に係る外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について新聞広告が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

第11条（発行会社からの諸通知等）

- 1 発行会社から交付される通知書又は資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者の届け出た住所あてに送付します。
- 2 前項ただし書により、申込者あての通知書又は資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとしします。

第12条（諸料金等）

- 1 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによりします。
 - (1) 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の外国取引については、外国の有価証券市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第6条第2号に定める受渡り日までに申込者が当社に支払うものとしします。
 - (2) 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内店頭取引については、国内の有価証券取引税公租公課を第6条第2号に定める受渡り日までに申込者が当社に支払うものとしします。

- (3) 外国投資信託証券の外国取引については、ファンド所定の手数料及び売上の取次地所定の公相公課その他の賦課金を第6条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとしします。
 - (4) 外国投資信託証券の国内店頭取引については、ファンド所定の手数料相当額及び国内の公相公課その他の賦課金を第6条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとしします。
- 2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとしします。

第13条（金銭の授受）

本章に規定する外国証券の取引等に関する当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、申込者が外貨で受領又は支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとしします。

第3章 雑則

第14条（取引残高報告書の交付等）

- 1 申込者は、当社に寄託した外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の定期的な交付又は通帳方式による通知を受けるものとしします。ただし、取引残高報告書については、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとしします。
- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して取引報告書を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受け又は通帳方式による通知を受けるものとしします。
- 3 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する場合に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

第14条の2（預り証の交付）

- 1 2002年3月31日までの間は、当社は、前条に定める取引残高報告書の交付又は通帳方式による通知（以下「取引残高報告書の交付等」といいます。）を行う方式に代えて預り証を交付する方式とすることができるものとしします。
- 2 申込者は、前項の規定に基づき、当社が預り証を交付する方式とした場合には、申込者が当社に寄託した外国証券については、当社が発行する預り証の交付を受けるものとしします。ただし、次の各号に掲げるときは、当社は預り証の交付を省略することができるものとしします。
 - (1) 預り証の交付を受ける前に当社に寄託している外国証券を売却したとき
 - (2) 預り証の交付を受ける前に当社に寄託している外国証券の償還金を当社が代理受領したとき
 - (3) 申込者があらかじめ書面により月次報告書又は取引明細書による報告を受けることを同意したとき
- 3 前項の場合において、申込者が当社に寄託している外国証券について、その寄託目的の変更を行った場合には、申込者は、申込者が保有する預り証を当社に返還し、当社が新たに発行する預り証の交付を受けるものとしします。ただし、次の各号に掲げるときは、当社は、新たな預り証の交付を省略することができるものとしします。
 - (1) 証拠金代用有価証券等として差し入れている外国証券の返戻を受ける場合で、申込者が寄託目的の変更手続を完了した旨の通知書を受けたとき
 - (2) 当社に寄託している外国証券を証拠金代用有価証券等として差し入れる場合で、申込者が寄託目的の変更についての通知書を受け、承諾したとき

第15条（届出事項）

申込者は、住所、氏名又は名称及び印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとしします。

第16条（預り証の回収）

第14条の規定に基づき、当社が行う取引残高報告書の交付等を受ける申込

者は、当社から預り証の回収の要請を受けたときは、これに応じるものとしします。

第16条の2（預り証紛失等の届出）

- 1 申込者は、この約款に基づき当社から交付を受けた預り証を喪失又は滅失したときは、直ちにその旨を当社に届け出るものとしします。この場合における預り証の再交付については、当社所定の手続により当社に申請するものとしします。
- 2 前項後段の規定にかかわらず、当社が取引残高報告書の交付等を行った後においては、当社は預り証の再交付を行わないものとしします。

第17条（届出事項の変更届出）

申込者は、当社に届け出た住所、氏名、名称等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとしします。

第18条（届出がない場合等の免責）

前2条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとしします。

第19条（通知の効力）

申込者の届出住所にあて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取扱うことができるものとしします。

第20条（口座管理料）

申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとしします。

第21条（契約の解除）

- 1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
 - (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
 - (3) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき
- 2 前項の場合において、本口座に外国証券の寄託残高があるときの処理については、当社は、申込者の指示に従います。
- 3 第1項第1号及び第2号の場合において、前項の指示をした場合は、申込者は、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとしします。

第22条（免責事由）

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとしします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第23条（合意管轄）

申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとしします。

第24条（約款の変更）

本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

タブレット端末による投資信託取引特約

第1条（本特約の適用範囲）

本特約は、当社が販売担当者に貸与したタブレット端末で、各種投資信託取引を行うお客さま（以下「申込者」といいます。）との取引に適用されます。

また、本特約に別段の定めがない場合は、本特約に矛盾しない限度で、諸法令および「投資信託取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「特定口座取引規定」「投資信託定時定額購入プラン取扱規定」「累積投資約款」等の各規定に従うものとします。

第2条（取扱範囲）

当社がタブレット端末による投資信託取引で取扱う取引の範囲は、当社が別途定めるものとします。

第3条（取扱商品）

申込者がタブレット端末による投資信託取引を利用してお取引できる投資信託受益権は、当社が別途定めるもの（以下「取扱商品」といいます。）とします。店頭・インターネット等での取扱商品とは異なる場合もあります。

第4条（タブレットによる投資信託取引の申込方法）

申込者が、タブレット端末による投資信託取引を行うときは、タブレット端末に表示された取引内容を確認のうえ、タブレット端末のパネル上にご署名（以下「電子サイン」といいます）をいただきます。

当社は、電子サインをいただくことをもって申込者の意思確認とします。

第5条（本人確認等）

申込者が、タブレット端末による投資信託取引を行うときは、お取引の都度、本人確認資料（住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他他税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に定める確認書類）をご提示いただきます。

当社は、申込者があらかじめお届けいただいた氏名、生年月日、住所と本人確認資料の一致をもって、投資信託口座名義人本人とみなします。

第6条（口座振替の利用）

タブレット端末による投資信託取引における口座振替については、あらかじめお届けいただいた指定預金口座（引落し口座をお届けいただいていない場合は、入金口座としてお届けいただいている口座）より行います。

この場合、振替日、振替金額については、タブレット端末に表示された購入等申込の内容のとおりとします。この場合、当該預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の提出を省略するものとします。

第7条（免責条項）

当社が、第5条の本人確認等について、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた取扱いを行った場合には、投資信託口座名義人本人でなかった場合等の事故があっても、そのために生じた損害について当社は、その責を負いません。

第8条（特約の変更）

この特約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

保護預り規定兼振替決済口座管理規定

第1条（この規定の趣旨）

1 この規定は、お客さまから当社が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係る口座を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 政府保証債券

2 当社は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振替国債に係る口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。

3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振替国債とあわせて以下「振替債等」といいます。

第2条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券は、当社所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。
- (2) 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

第3条（混蔵保管に関する同意事項）

前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対し、共有権又は準共有権を取得すること
- (2) 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

第4条（振替決済口座）

1 振替国債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客さまが振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第5条（保護預り口座又は振替決済口座の開設）

1 国債証券等については当社に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預り、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当社所定の申込書をご提出ください。

2 当社は、お客さまから申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 申込書に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。

4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。

第6条（反社会的勢力との取引拒絶）

この口座は、第21条第5項(1)のAからE及び(2)のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条第5項(1)のAからE及び(2)のAからEの一にでも該当する場合には、当社はこの口座の開設をお断りするものとします。

第7条（契約期間等）

1 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客さま又は当社から申し出のない限り、期間満了日の翌

日から1年間継続されるものとし、なお、継続後も同様とします。

第8条（手数料）

- この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、当社所定の料率と計算方法により1年分を後払いするものとし、毎年当社所定の日に、お客さまが指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず預戻のうえ充当するものとし、なお、当初契約期間の手料金は、契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間が適用されます。
- 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月を1か月として、その月までの手数料を月割計算によりお支払いください。なお、当社はこの手数料を第1項の方法に準じて自動引落ができるものとし、ます。
- 当社は指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第17条により当社が受取る振替債等の償還金（第16条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとし、ます。

第9条（預入れ及び返還）

- 国債証券等を預入れるときは、お客さま又はお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下「お客さま等」といいます。）が当社所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その5営業日前までに当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引取りください。
- 利子支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
- 保護預り証券は、お客さま等がお引取りになるまでは、この規定により当社が預りしているものとし、ます。

第10条（振替の申請）

- お客さまは、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - 法令の規定により禁止された譲渡又は買入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
 - 振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 振替先口座
 - 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その4営業日前までに当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当社所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 当社に振込国債の買取りをご請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取扱います。

第11条（他の口座管理機関への振替）

- 当社は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社および口座を開設している営

業所名、口座番号、口座名等、担保の設定の場合は加えて保有欄が質権欄かの別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがございます。

- 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の依頼書によりお申込みください。

第12条（担保の設定）

お客さまの振込国債について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続による振替処理により行います。

第13条（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

- 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
 - 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
 - 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの
- 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社に提示いただかなければなりません。
 - 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第14条（分離元本振込国債等の元利統合申請）

- 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
 - 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
 - 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの
- 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第15条（保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第2項の手続をまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当社がお客さまに代わって手続させていただきます。

- 当社に保護預り証券の買取りを請求される場合
- 当社が第17条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払）を受取る場合
- 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第16条（抽選償還）

混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当社所定の方法により公正かつ厳正に行います。

第17条（償還金等の受入れ等）

- 振替債等の元金又は利子の支払があるときは、当社がお客さまに代わってこれを受領し、指定口座に入金します。
- 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたも

のその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

- 3 当社は、第2項の規定に係らず、当社所定の様式により、お客さまからのお申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に預金口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

第18条（連絡事項）

- 1 当社は、振替債等について、次の事項をご通知します。
 - (1) 残高照合のための報告
 - (2) 第16条により被償還者に決定したお客さまには、その旨及び償還額
- 2 前項第1号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当社は、前項の規定に係らず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 4 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第19条（届出事項の変更）

- 1 通帳又は印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。
- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続を完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

第20条（当社の連帯保証義務）

日本銀行が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにも係らず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
- (2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにも係らず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日と同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務
- (3) その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第21条（解約等）

- 1 この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当社所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出し、保護預り証券をお引取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第7条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- 2 前項に係らず、振替債等の利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 保護預り証券は、お客さまがお引取りになるまでは、この規定により当社がお預りします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続をとり、保護預り証券をお引取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客さまが手数料を支払わないとき
 - (2) お客さまについて相続の開始があったとき
 - (3) お客さまがこの規定に違反したとき
 - (4) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 5 前項の他、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。
 - (1) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (2) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- 6 本条に基づく振替債等の引取り又は振替手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第8条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直にお支払いください。
- 7 当社は、前項の不足額を引取りの日に第8条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。この場合、第8条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第22条（解約時の取扱）

第21条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている保護預り証券及び金銭については、当社が定める方法により、原則としてお客さまのご指示により、やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第23条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債等の引渡を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものと

します。

第24条（公示催告等の調査）

当社は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務を負いません。

第25条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

第26条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第19条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱をしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第17条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第21条の事由により、当社が解約の処置をした場合に生じた損害
- (7) 第23条の事由により、当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第27条（成年後見人等の届出）

- 1 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。
- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、本条第1項および第2項と同様にお届けください。
- 4 本条第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- 5 本条各項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第28条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以 上

第1条（この規定の趣旨）

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条（振替決済口座）

- 1 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- 1 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 2 当社は、お客さまから申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

第4条（反社会的勢力との取引拒絶）

この口座は、第18条第2項(1)のAからE及び(2)のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第18条第2項(1)のAからE及び(2)のAからEの一にでも該当する場合には、当社はこの口座の開設をお断りするものとします。

第5条（契約期間等）

- 1 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2 この契約は、お客さま又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第6条（当社への届出事項）

申込書に押なつされた印影及び記載された住所、名称等をもって、お届けの印鑑、住所、名称等とします。

第7条（振替の申請）

- 1 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録がされている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - (3) 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
 - (4) 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - (1) 減額及び増額の記載又は記録されるべき一般債の銘柄及び金額
 - (2) お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録されるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質

権口かの別

(5) 振替を行う日

- 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続をまずに一般債の振替の申請があったものとして取扱います。

第8条 (他の口座管理機関への振替)

- 当社は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等、担保の設定の場合は加えて保有口が質権口かの別等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。
- 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

第9条 (担保の設定)

お客さまの一般債について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続による振替処理により行います。

第10条 (抹消申請の委任)

振替決済口座に記載又は記録がされている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続を委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続させていただきます。

第11条 (元利金の代理受領等)

振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。)及び利金を取扱うもの(以下「機構関連銘柄」といいます。)の償還金及び利金の支払があるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客さまに代わって支払代理人からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。

第12条 (お客さまへの連絡事項)

- 当社は、一般債について、次の事項をお客さまにご通知します。
 - 最終償還期限
 - 残高照合のための報告
- 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審な点があるときは、速やかにお取引店の内部管理責任者に直接ご連絡ください。
- 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第13条 (届出事項の変更手続)

- 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。
- 前項より届出があった場合、当社は所定の手続を完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相

当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

- 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称等をもって届出の印鑑・住所・名称等とします。

第14条 (口座管理料)

- 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過することと所定の料金をいただくことがあります。
- 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払のご請求には応じないことがあります。

第15条 (当社の連帯保証義務)

機構が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 一般債の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取扱した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金及び利金の支払をする義務
- その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第16条 (同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、かつ、同一銘柄についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされる場合、当該銘柄の権利を有するお客さまに次に掲げる事項を通知します。

- 当該銘柄
- 当該銘柄についてのお客さまの権利の金額を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)
- 前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客さまの権利の金額

第17条 (機構において取扱う一般債の一部の銘柄の取扱を行わない場合の通知)

- 当社は、機構において取扱う一般債のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱を行わない場合があります。
- 当社は、当社における一般債の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

第18条 (解約等)

- 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続をとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第5条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - お客さまから解約のお申出があった場合
 - お客さまが手数料を支払わないとき
 - お客さまがこの規定に違反したとき
 - 第14条による料金の計算期間が満了したときに、口座残高がない場合
 - やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 前項の他、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの口座を解約することができるとします。
 - お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に

カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定

- 非難されるべき関係を有すること
- (2) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他AからDに準ずる行為
- 3 本条に基づく一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第14条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ください。
- 4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第14条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。この場合、第14条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

第19条（解約時の取扱）

第18条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている保護預り証券及び金銭については、当社の定める方法により、原則としてお客さまのご指示により、やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買などを行ったうえ、金銭により返還を行います。

第20条（緊急措置）

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第21条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 第13条第1項による届出の前に生じた損害
- 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第11条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 第18条の事由により当社が解約の処置をした場合に生じた損害
- 第20条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第22条（機構非関与銘柄の振替の申請）

お客さまの口座に記載又は記録がされている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

第23条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

個人のお客さまについては、各預金規定等にかかわらず、次の規定を適用させていただきます。

1.（適用範囲）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行したキャッシュカード（ただし、代理人カードは除きます。以下「カード」といいます。）を保有する個人のお客さま（ただし、任意団体、非居住者、営業性個人および当社が別途定めた方を除きます。以下「利用者」といいます。）は、当店のほか当社国内本支店の窓口を設置したカード認証が可能な当社所定の機器（以下「カード認証端末」といいます。）において、カード認証を第4条に定める取引に利用することができます。

2.（カード認証）

カード認証とは、カード認証端末における銀行取引について、本人であることの確認手段として、カードに登録された手指静脈情報（またはカード発行口座に登録された暗証番号）を用いる当社所定の認証方式のことをいいます。

3.（本人確認等）

カード認証による取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、当社が定める方法により行うこととします。

- 手指静脈情報が登録された生体認証ICキャッシュカードを使用するときは、カード認証端末付属の装置により読み取りさせた本人の手指静脈情報とカードに登録された手指静脈の登録情報とを照合し、その一致を確認します。
- 前項以外のカードを使用するときは、カード認証端末付属の装置により入力された暗証番号とカード発行口座に登録の暗証番号との一致を確認します。
- 預金の払戻し等（総合口座やカードローンによる当座貸越を利用した払戻しを含み以下も同様とします）にあたっては、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。
- 第1項、第2項により一致を確認のうえ取扱いしましたうえは、来店者を預金者本人とし、その取扱いにより生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、預金者は、盗取されたカードを用いて行われた不正な払戻し等の額に相当する金額について、第10条により補てんを請求することができます。
- 第1項、第2項の取扱いにおいて当社所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止させていただきます。

4.（取引の種類）

カード認証は同一名義口座における次の取引に利用することができます。

- カード発行口座からの預金の払戻し等
- カード発行口座と同一の印章を届出印鑑とする口座からの預金の払戻し等、定期預金の解約・書替（証書制を除く）、および投資信託・証券の売却
- サービスの申込み等によりカード発行口座と関連付けされた口座からの預金の払戻し等
- カード発行口座と同一印章を届出印鑑とする口座の開設
- 上記①～④に規定する口座への預入れおよび投資信託・証券の購入
- 上記①～⑤に規定する口座にかかる各種届出およびサービスの申込み
- その他当社が定める取引

5.（利用方法等）

次によるほか、当社が定める方法により行うものとします。

- カード認証の対象取引は、カード認証端末付属の装置にカードを挿入し、取引の依頼を行ってください。
- カード認証端末画面に表示される取引内容を確認いただき承諾（申込）する場合は、カード認証端末付属の装置から本人の手指静脈情報を読み取りさせていただきます（または暗証番号を入力してください）。
- カード認証の対象取引は、当社が第3条の方法により本人であることを確認した時点、資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点で取引が成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。

6. (取引内容の確認)

カード認証による取引については通帳への記入、または Web コミュニケーションサービス「マイゲート」等の取引明細の照会により定期的に確認してください。

7. (カード認証取引の停止)

- (1) カード認証取引をご希望されない場合は、当社所定の手続により届け出てください。
- (2) 当社において利用が不適切と認められた場合には、利用者に通知することなくカード認証による取引を停止することがあります。

8. (障害時等の取扱い)

- (1) カードの損傷等（ICチップ・磁気情報の読み取り不良を含みます）により、当社が必要とする情報の取得ができない場合には、カード認証の取扱いをご利用いただけません。
- (2) 停電・故障等によりカード認証端末による取扱いができない場合には、お取扱いできません。

9. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻し等については、本人の故意による場合または当該払戻し等について当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) 盗取されたカードを用いて行われた不正な預金口座からの払戻し等(以下、本条において「当該払戻し等」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当社に対して当該払戻し等の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ②当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻し等が預金者の故意による場合を除き当社は、当社へ通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻し等の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を第3条第4項にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当社が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、このカードが盗取された日(カードが盗取された日が明らかでないときは、盗取されたカードを用いて行われた不正な預金払戻し等が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。
 - ①当該払戻し等が行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A. 当該払戻し等が預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況について当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②カードの盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたはこれに付随して行われたこと。
- (5) 当社が当該預金について預金者に払戻し等を行っている場合には、この払戻し等を行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻し等を受けた者

その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正払戻し等により被った損害について本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。

- (6) 当社が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当社が第2項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたカードにより不正な払戻し等を受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、ゆとりの通帳規定集・外貨預金規定集に収録の各規定、保護預り規定兼振替決済口座管理規定、一般振替決済口座管理規定、投資信託取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理規定、キャッシュカード規定(個人用)、生体認証ICキャッシュカードにかかる特約、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定(これらに付随する特約を含む)が適用されるものとします。

2014年4月1日現在

以上

MEMO

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

(約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社関西みらい銀行（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託取引約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

- 第2条** お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める期限までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。
- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定の設定)

- 第3条** 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

- 第3条の2** 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税

務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限る、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。））に限り「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法のいずれかの方法により行います。

2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入

れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日(以下本条において「非課税期間」といいます。)に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客さまが当社に特定口座を開設しており、前記①「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出がなかった場合(ただし、後記③④の場合を除く) 特定口座への移管
- ③ お客さまが当社に特定口座を開設しており、前記①「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出がなく、かつ、非課税期間が満了する銘柄と同一銘柄を一般口座で保有している場合 当社はお客さまが当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類を提出したものとみなし、一般口座への移管
- ④ お客さまが当社に特定口座を開設しているが、租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ⑤ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日(以下本条において「非課税期間」といいます。)に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客さまが当社に特定口座を開設している場合(ただし、後記②③の場合を除く) 特定口座への移管
- ② お客さまが当社に特定口座を開設しており、かつ、非課税期間が満了する銘柄と同一銘柄を一般口座で保有している場合 当社はお客さまが当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類を提出したものとみなし、一般口座への移管
- ③ お客さまが当社に特定口座を開設しているが、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ④ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
 - ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

第10条 お客さまが、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

- 2 お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。
- 3 2024年1月1日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

第11条 お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。お客さまが当社で特定口座を開設している場合は、その後当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。（お客さまが特定口座を開設していない場合又は特定口座を開設しているが移管する銘柄を一般口座ですでに保有している場合は、引き続き一般口座にて保管することといたします。）

(非課税口座取引である旨の明示)

第12条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。）。

- 2 お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(契約の解除)

第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）
- ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ お客さまが投資信託を解約したとき
- ⑦ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(合意管轄)

第14条 この約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第15条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2021年4月1日より適用させていただきます。

以 上